

○蔵王町暴力団等排除措置要綱

平成20年12月1日

要綱第24号

別表（第3条、第4条、第5条関係）

措置要件	
1	有資格業者が暴力団員等であるとき。
2	有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
3	自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
4	有資格業者又はその役員が、暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5	有資格業者又はその役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
6	有資格業者又はその役員が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。